第一條 第二條 家畜商取締規則施行細則左ノ通定ム ◆鳥取縣令第一號 法人ニシテ規則第二條ノ規定ニ依ル免許ヲ受ケントスルトキ 村長ノ證明書及履歷書ヲ添付シ知事ニ申請スベシ 第四條ノ(第五號ヲ除ク)各號ニ抵觸セサル旨ノ住所地市町 畜商ノ免許ヲ受ケントスル者ハ第一號様式ニ依ル願書ニ規則 ハ第一號様式ニ依ル申請書ニ定款及事業成績書ヲ添付スベシ 規則第三條ニ依ル免許試驗ハ別ニ定ムル家畜商免許試驗 家畜商取締規則(以下單ニ規則ト稱ス)第二條ニ依ル家 家畜商取締規則施行細則 昭和十七年一月十三日 縣 令 鳥取縣知事 第 昭和十七年一月十三日 第五條 第四條 第三條 千二百九十八號  $\equiv$ 前項ニ依ル試驗ノ期日及場所ハ之ヲ告示ス 左ノ場合ニ於テハ其ノ都度之ヲ告示ス 免許鑑札ニハ有効期限ヲ附シ交付スルコ 規則第十四條ニ依リ免許ヲ取消サレタルトキ 規則第十三條ニ依リ免許ノ効力ヲ失ヒタルトキ 家畜商ハ左ノ行爲ヲ爲スコトヲ得ズ 規則第十五條ニ依リ免許證ヲ返納シタル 免許鑑札ヲ交付シタルトキ 免許鑑札ヲ他人ニ讓渡シ又ハ貸與シ若ハ自己ノ名義ヲ以 土 肥 火 トキ 之 ハ國定規格 45 判 日

鳥取縣公報 火金曜日發行 (特の翌日 第千二百日 九\_ 4.1 八二 (第三種 郵 便 物 認可) 第十三條

 $\overline{\circ}$ 

違約者處分ニ關スル規程

家畜ノ賣買又ハ交換ノ周旋料ニ關スル規程 役員ノ定數、資格、權限ニ關スル規程 組合員ノ權利義務ニ關スル規程

A

Ŋ

依賴ヲ受ケズシテ濫ニ他人ノ家畜ノ賣買交換、 與スルコト テ他人ニ其ノ業務ヲ代理セ シムルコ 周旋ニ關

報

千二百九

八

號

昭和十七年一月十三日

(第三種郵便物認可)

 $\equiv$ 家畜ノ賣買、交換又ハ其ノ周旋ヲ爲スニ當リ正當ノ理由 ナクシテ血統證、登錄證明證、健康證、馬籍謄本、去勢

畜産團体ノ行フ家畜取りノ斡旋ヲ阻害スル行爲ヲ爲スコ **獨豫證、種馬指定證明書、種付證等ノ受渡ヲ拒ミ又ハ僞** リテ之ヲ引渡スコ

四

Ŧī. 其ノ他業務上不正ノ行爲ヲ爲スコ

第六條 タルトキハ第二號様式ニ依リ三日以内ニ書換又ハ再交付ヲ願 免許鑑札ヲ毀損シ若ハ亡失シ又ハ記載事項ニ移動ヲ生ジ

以内ニ免許鑑札ヲ返納スベシ 廢業シ又ハ免許ヲ取消サレタルトキハ第三號樣式ニ依リ七日 死亡又ハ失踪ノ場合ハ戸籍法

ニ依ル義務者ヨリ二十日以内ニ前項ノ手續ヲ爲スベ 家畜商ハ規則第二條ノ規定ニ依り免許ヲ受ケタル者ヲ雇

傭シタルトキハ其ノ雇傭ノ日ヨリ十日以内住所氏名、免許證

ノ種類及番號ヲ知事ニ屆出ヅベ**シ之ヲ解雇シタルト**キ亦同ジ 一條二依ル帳簿ヲ第四號様式ニ依リ 作

> 査スルコトアルベシ 知事必要アリト認ムルトキハ免許鑑札又ハ第一項ノ帳簿ヲ檢 前項ノ帳簿ハ使用濟ト雖滿三ケ年間ハ之ヲ保存スペシ 製シ竇買交換又ハ周旋ヲナシタルト キハ其ノ都度記入 スペ シ

第九條 家畜商前項ノ檢查ヲ求メラレタルトキハ之ヲ拒ムコトヲ得ズ 規則第十二條ニ依ル報告書ハ第五號様式ニ依ルベシ

第十條 家畜商ハ郡市ノ區域ニ據リ家畜商組合ヲ設立スルコトヲ

第十一條 合ニ加人スベシ 家畜商組合ノ區域内ニ住所地ヲ有スル家畜商ハ其ノ組

但シ特別ノ事情アルトキハ郡市ノ區域ニ據ラザルコトヲ得

第十二條 たノ事項ヲ記載シタル規約ヲ議決シ其ノ規約及議事錄ノ謄本 組合員名簿ヲ添付シ知事ノ認可ヲ受クベシ 地ヲ有スル家畜商三分ノ二以上ノ同意ヲ得テ創立總會ヲ開キ 家畜商組合ヲ設立セントスルトキハ其ノ區域内ニ住所

- 組合ノ名稱
- 目的
- 區域

事務所ノ所在地

五. 組合員ノ加入脫退ニ關スル

法令又ハが約三違反シ又ハ公益ヲ害シギッ害スル虞アリト認 ムルトキハ其ノ議決ヲ取消シ若ハ變更ヲ命ジ又ハ役員ヲ解任

スルコトアルベシ 知事ハ家畜商組合並同聯合會ニ對シ必要ナル命令ヲ發

第二十條

第二十一條 スルコトアルベシ 本則ニ依り知事ニ提出スキベ書類ハ總テ住所地ノ市

第二十二條 町村役場及所屬畜産組合ヲ經由スベシ 第五條、第七條、第八條ニ違反シタル者ハ科料ニ處

理由及議事錄ノ謄本ヲ添付シ知事ノ認可ヲ受クベシ

家畜商組合役員ノ選任及解任ハ總會ニ於テ議決シ選任

解任シタルトキハ其ノ理由書ヲ添付シ

合員半數以上出席シ出席者ノ三分ノ二以上ヲ以テ議決シ變更

家畜尚組合規約ヲ變更セントスルトキハ總會ニ於テ組

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

知事ノ認可ヲ受クベシ

家畜商組合總會ヲ開催シタル

トキハ其ノ狀況ヲ速ニ知

昭和九年四月鳥取縣令第十五號牛馬商取締規則施行細則及昭和十

三年二月鳥取縣令第一號羊豚家兎商取締規則ハ本令公布ノ日ヨリ

之ヲ廢止ス

第一號樣式

畜 商 免 許

願

本籍地

縣府 縣府 市郡 村町大字

番地

市郡 村町大字

\_

現住所

番地

知事ハ家畜商組合並同聯合會ノ決議又ハ役員ノ行爲ガ 昭和十七年一月十三日

鳥

取

縣 公 報

第

千二百

九

+ 八

號

130

錄ノ謄本ヲ添付シ知事ノ認可ヲ受クベン

家畜商組合聯台會ヲ設置セントスルトキハ規約及議事

家畜商組合並同聯合會ハ營利ノ目的ヲ以テ事業ヲ爲ス

聯合會ヲ組織スルコトヲ得

家畜商組合ハ共同シテ其ノ目的ヲ達スル爲家畜商組合

(第三種郵便物認可)

 $\equiv$ 

第四號樣式

畜

商

營

業

帳

買人

牡 計

牡 性

鳥取縣知事

宛 右

(相續人)

氏

名

FI

家畜ノ種別

(馬、豚、緬羊、

家畜商取引狀況報告

(昭和

年分) 山美

區分

第五號樣式

段及礼

候也 年

1

月

H

四三

主タル就業地 免許ヲ受ケント

スル家畜ノ種類

牛(馬)

豚、

緬羊、 (生 年

単 月

Ŧ.

賣買交換手數料

金

規則第二條第一項又ハ同條第二項ノ免許ヲ受ケタル者

鳥

縣

公

報

(第三種郵便物認可)

縣府 郡市 村町大字

氏

生年 月 日

名

番地

現住所(寄留地)

名 日

=

氏

免許證再渡(書換)下付相成度此段及願出候也 右何月何日何々ニ依リ免許鑑札毀損(亡失又ハ何々)致候ニ付 免許證番號

四  $\equiv$ 

第

號

取扱家畜

月

日

右

氏

名

即

宛

鳥取縣知事 第三號樣式

出候

年

月

日

右

氏

名

Đ

今般家畜商營業致度候二付卻免許相成度關係書類相添へ此段及願

免許ヲ受ケタル道府縣名

=  $\equiv$ 

免許番號

免許年月日

取扱家畜

家畜商免許鑑札返納屆

縣府 郡市 郡市

番地

本籍地

現住所(寄留地) 縣府

村町 大 字

\_

第二號樣式

本籍地

縣府

郡市

村町大字

番地

家畜商免許鑑札再渡(書換)願

鳥取縣知事

宛

氏

村町 大字

番地

名

生年 月

日

右何年何月何日廢業(死亡又ハ何々)致候ニ付免許鑑札相添へ此

最高最底平均最高最底一平均一頭當ノ價額一頭當ノ手數料 備考

頭數 金額

家畜ノ別

賣渡價額

賣渡先

資却

號

買人價額

買入先

類

交換差金

交換先

右家畜商取締規則第十二條ニ依リ

此段及報告候也

又ハ年齢

買入年月日

性

周旋手數料

周旋先

交換

特

徵

交換年月日

地

周旋年月日

毛

色

賣渡年月日

計

計 牡 牝 計 牡 牝 計 牡 业

昭和十七年一月十三日

鳥

取 縣

公

報

第千二百

九

+ 八

號

(第三種郵便物認可)

五

**局取縣知事** 

宛

氏

縣

報

千二百

縣府

郡市

村町大字

番地

六

備考欄ニハ最高販賣價額ニ依ル資格區分別頭數ヲ記

名

即

注意 入スルコ

## ◇鳥取縣令第二號

大正四年七月鳥取縣令第二十八號鳥取縣師範學校學則中左ノ通改正ス

昭和十七年一月十三日

第一條中「小學校教員講習科」トアルヲ「國民學校職員講習科」

第八條 「算術」ヲ「算敷」ニ「唱歌」ヲ 第一號乃至第三號表課程中「小學校」ヲ「國民學校」ニ 「音樂」ニ「手工」ヲ 呈

作」ニ「小學國史教師用書」ヲ 用書」ニ改ム 「國民學校ニ於ケル國史教師

第十九條 物ノ檢定ヲ行フ 入學志願者ニ就テハ出身學校長ノ報告ニ基キ身體及人

ザル者ニ對シテハ國民學校高等科終了ノ程度ニ於テ國語、國 p、 地理、 本科第一部入學志願者ニシテ國民學校高等科ヲ終了セ 算數及理科ニ就キ學力檢定試驗ヲ行フ

鳥取縣知事

土

肥

米

之

試験ヲ行っ、 本科第二部入學志願者ニ對シテハ中學校卒業程度ニ於テ學力

ソノ學科目ハ左ノ各號ニ依ル

中學校卒業者及國民學校初等科終了程度ヲ以テ入學資格 スル者ニ在リテハ國語、漢文及數學 門學校入學者檢定規程ニ依ル試驗檢定ニ合格シタル者竝 入學資格トスル修學年限三年以上ノ實業學校卒業者、專 トスル修業年限五年以上國民學校高等科終了程度ヲ以テ 一般ノ專門學校入學ニ關シ無試驗檢定ヲ受クル資格ヲ有

國民學校初等科訓導ノ免許 狀ヲ有スル者 ニ在 リテハ 語、漢文、歷史、 數學、博物物理及化學 國

補飲入學志願者ニ對スル學力試驗ハ常該學年生徒旣修ノ 前二號該當者以外ノ者ニ在リテハ ハ中學校ノ全學科目

1

X

各學科目ニ就キ其ノ程度ニ於テ之ヲ行フ

第四十四條 第二種乃至第四種講習科ヲ修了シタル者ハ其ノ修了

、、、科(專科)訓導、國民學校初等科准訓導」ニ改ム

縫科)正教員」トアルヲ「國民學校初等科訓導、國民學校、

ルヲ「廖氏學校訓導講習科」ニ「尋常小學校本科

(小學校裁

證書受得ノ月ヨリ

一箇年間本縣內國民學校職員タルノ義務ア

第二十條ノ二中「小學校本科正教員免許狀」トアルヲ「國民學校

第三十七條 開設ス 講習科ハ之ヲ分チテ左ノ四種トシ必要ニ應ジテ之ヲ

第一種講習科

國民學校訓導免許狀ヲ有スル者ニ必要ナル講習ヲ爲ス

第四十七條 第四十六條

削除 削除 「第四章附屬小學校」

トアルヲ「第四章附屬國民學校」ニ改ム

ルモノトス

第五十三條中「尋常小學校又ハ高等小學校ノ教科」トアルヲ「國

民學校初等科又ハ國民學校高等科ノ課程」ニ改メ第九號書式

第二種講習科

國民學校初等科訓導タラム ۲ スル者ニ必要ナル講習ヲ

第三種講習科

第五十七條

代用附屬國民學校ニ關シテハ本縣國民學校ノ例ニ據

ヲ別表ノ通改ム

國民學校專科訓導タラムト スル者ニ必要ナル講習ヲ爲

第四種講習科

ヲ爲ス 國民學校初等科准訓導タラムトスル者ニ必要ナル講習

第三十九條第三號ノ次ニ「第四種講習科一簡年」ヲ加フ

1.144

第四十三條第七號及第八號書式中 「小學校正教員講習科

取

公

報

第干二百九十

八

妣

第九號書式 7

本令ハ昭和十六年四月一日ョリ之ヲ施行ス

則

安

五 四

家畜取引關係法規ノ大要 家畜ノ飼養管理ノ大要

人物考查

試験ハ家畜ノ種別毎ニ之ヲ行フ

昭和十六年六月鳥取縣吿示第五百二十九號臨時米穀管理施設補助金交付規程左ノ通改正ス

昭和十七年一月十三日

第二條第三項中『郡農會』ノ次ニ「トス」ヲ加へ「同第三號前段ノ申請者以下」ヲ削ル

四號」ヲ削リ第六號中「管理米穀防除」ノ次ニ「等」ヲ加ァ

第九條第一條第一項第五號ノ補助金ハ管理米證印押捺ノ日ヨリ政府米トナリタル期ノ前期迄ノ期數ニ鷹ジ玄米一石ニ付毎期八錢五

前項ノ期ノ計算ハ月二期トシ前期ハ其ノ月一日ヨリ十五日迄後期ハ其ノ月十六日ヨリ月末迄トス

第八條ヲ削ル

厘以内トス

第七條中「翌年」ノ次ニ「度」ヲ加フ

第三條ヲ削ル

第一條第一項第一號中「米穀」ノ次ニ「等」ヲ加へ「(麥類ヲ含ム)」ヲ削リ第二號中「米穀」

鳥取縣知事

ノ次ニ「等」ヲ加へ「第三號」及「第

◇鳥取縣告示第五號

本規程へ昭和十六年十月一昌ヨリ之ヲ施行ス

鳥

公

第千二百九十八

號

昭和十七年一月十三日

(第三種郵便物認可)

九

右ハ本校附歸國民學校ニ於テ初等科(高等科)

生

氏

年

月 名 H

ノ課程ヲ修了

年

日

鳥取縣師範學校長位勳爵氏名

Ep

印月校

(第三種郵便物認可)

第千二百九

+ 八

號

昭和十七年一月十三日

### 00830

### セシコトヲ證ス

告

示

# 昭和九年四月鳥取縣告示第二百五號牛馬商免許試驗規程左ノ通リ改正シ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス ◆鳥取縣告示第四號

## 昭和十七年一月十三日

# 「牛馬商免許試驗規程」トアルヲ「家畜商免許試驗規程」

二改人

鳥取縣知事

土

肥

米

之

第一條中「牛馬商」トア ルヲ「家畜商」ニ改ム

第九條ヲ左ノ通リ改ム

畜産ノ大意

家畜衞生、家畜傳染病及消毒方法ノ大意

試験ハ左ニ掲グル科目ニ付之ヲ行フ

◆鳥取縣告示第十號  八頭郡西郷村負債整理委員會ヲ廃止セリ  「昭和十七年一月十三日  「日本記」者=野シ動力報招菜免許證下付セリ  「昭和十七年一月十三日  「日本記」者=野シ動力報招菜免許證下付セリ  「昭和十七年一月十三日  「日本記」者=野シ動力報招菜免許證下付セリ  「昭和十七年一月十三日  「日本記」者=野シ動力報招菜免許證下付セリ  「日本記」者=野シ動力報招菜免許證下付セリ  「日本記」者=野シ動力報招菜免許證下付セリ  「日本記」者=野シ動力報招菜免許證下付セリ  「日本記」者=野シ動力報招菜免許證下付セリ  「日本記」者・野・大・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	Z-		Province:	rous as					and the second		energe en	Carriera	***			acus Secure	0	08	32	-
ルセリ 止セリ 止セリ 止セリ 止セリ 止セリ 止セリ 止セリ 止		と、三八四	一、三八三	免許證番號		昭和十七年一	昭和十七年一月七日左	◇鳥取縣告示第ヵ		昭和十七年一	東伯郡旭村負債整理委	◇鳥取縣告示第八		昭和十七年一	岩美郡小田村負債整理	◇鳥取縣告示第十		昭和十七年一	<b>八頭郡西鄉村負債整理</b>	◇鳥取照告示第六
島取縣知事 土 土 肥 肥 木 清 八 哲			東伯郡泊村大字泊五百	住		月十三日	3/	號		月十三日	員會ヲ廢止セリ	、號		月十三日	委員會ヲ廢止セリ	號		月十三日	委員會ヲ廢止セリ	號
五     土     土       本     肥     肥       肥     肥     肥       市     名     米     米       八     香     米     米	PART TO THE BUILDING CONTROL OF THE PART O	六百二十三番地ノ二地	三十二番地	所	鳥取縣知事		下付セ		鳥取縣知事				鳥取縣知事				鳥取縣知事			
肥 肥 肥 形		<b>/</b> ф	森	氏	土	±2°			土		٠.		土				土			
八哲 米 米 米	A CONTRACTOR OF THE PARTY OF TH			zy.	肥				肥				肥				肥			
*		八.	哲	石	米				米				米				米			
		,			之				之				之				之			

	445						- Con-		117.	COLUMN TO SERVICE		WEST THE	1	100	A CONTRACTOR	6175			AR WAR
一、四〇四	1、四〇三	一、四〇二	一、四〇一	1、四〇〇	1、三九九	一、三九八	一、三九七	一、三九六	一、三九五	一、三九四	一、三九三	一、三九二	一、三九一	一、三九〇	一、三八九	一、三八八	一、三八七	一、三八六	三八五
東伯郡上北條村大字小田百三十五番地	同 郡宇田川村大字中西尾二百四十三番地	同 郡高麗村大字安原五十二番地	西伯郡名和村大字名和千四百十五番地	同 郡大宮村大字印賀五十一番地	同郡福榮村大字神福千九百九番地	同。郡山上村大字福壽八百十七番地	同 郡阿毘緣村大字下阿毘緣二千二百二番地ノー	同 郡石見村大字花口千三十四番地	同郡福榮村大字豊榮千四番地	同。郡石見村大字下石見八百三十八番地	同。郡多里村大字萩原三百十五番地	同 郡多里村大字多里二百五十九番地	同 郡阿毘緣村大字阿毘緣二千五百十八番地ノ一	日野郡山上村大字福萬來八百四十三番地	岩美郡津ノ井村大宇生山四十一番地	同。郡旭村大字鎌田四百七十二番地	同。郑旭村大字今泉百九十五番地	同 郡上北條村大字古川澤百八十七番地	同。郡泊村大字石脇八百八十二番地ノ一地
松	森	谷	田	板	長谷	坪	村	遠	高	相	田	法	坪	長谷	井	加	Щ	Щ	松
田	田	Ŀ	草	倉	Л	倉	上	쨝	平	見	邉	橋	倉	部	鳥	藤	田	本	本
義	美 佐	寬	虎	<b>米</b> 三	延	鷹	福一	又	高四	正	幸	芳	富	熊次	光 太	秀	利	年太	政
臌	男		藏	郎	壽	之	郎	壽	郎	雄。	壽	廣	藏	郎	郎	男	雄	鄓	子

昭和十七年一月十三日

鳥取縣

公報

第干二百九十八號

(第三種郵便物認可)

<u>\_</u>0

昭和十七年一月十三日

國民學校初等科訓導允許狀

國林岡西

晶八嘉

子 重 惠 節

同同同同同

頭原本村氏

國民學校訓導免許狀

種

别

名

鳥取縣知事

土

肥

之

左記ノ者ニ對シ今回試驗檢定ノ上昭和十六年十二月二十三日付頭書ノ國民學校教員免許狀ヲ授與セリ

◇鳥取縣告示第十二號

四四  $\stackrel{\textstyle \sim}{\equiv}$  $\equiv$ 

號

(岩美郡滯在) (八頭郡滯在) (日野郡滯在)

秋 佐 梅

林

治男次郎

號 號

昭和十七年一月十三日

Fi

鳥

取

縣

公

報

筇

干

---百

九

+

八

號

昭和十七年一月十三日

第 第

七

鳥

取 縣 農林 技手

取

屬

河野

合口

大 憲

 $\equiv$ 

郞

同

0 \_\_

號

號 號 號

號

同同同同同

(氣高郡滯在)

(西伯郡滯在)

今 林

重長壽庄正長信

太

=

市原木中

佐 田

衞 治

(第三種郵便物認可)

岩

Щ

馂

昭和十七年一月十三日

郡小鹿村神倉九百三十八番地

一、四〇五

同

公

◇鳥取縣告示第十號

動力籾摺業免許者左ノ通廢業周出アリタリ 昭和十七年一月十三日

七〇三 五九二

免許證番號

◆鳥取縣告示第十一號

昭和十七年一月十三日

西伯郡天津村大字福成一千八十二番地

西伯郡手間村大字三崎二百九十一番地

物資統制令第二十條ノ規定ニ依ル職務執行ニ關スル證票左ノ通交付セリ

方 事 名 務 官

證票番號

地方商工 林 主 車

第

三號 四

第

號 號

同 地

第

號

地

方農

技 師

中 柏 西 窪

木

小

五.

郎

島

垣 田 園

氏

史 國 勝

郎藏志

米

鳥取縣知事

土

肥

之

氏

田田

久 雄

光 好 名

之

米

鳥取縣知事

男

(第三種郵便物認可)

=

弘美尙政太

崎

代 子 子 江 郞

高 西 西

原田濱村尾

15

1 6

代

重

子子子ョ

同 同 國民學校養護訓導免許狀 昭和十七年一月一日左ノ國民健康保險組合ノ設立ヲ認可セリ ◇鳥取縣告示第十四號 昭和十二年一月鳥取縣告示第十五號方面ノ名稱及區域並方面委員定數中左ノ通改正シ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス ◇鳥取縣告示第十三號 (入頭郡) (氣高郡) (氣高郡) (氣高郡) (入頭郡) (八頭郡) (氣高郡) (岩美郡) 昭和十七年一月十三日 日置 逢坂 勝谷 東鄉 散岐 佐治 本庄 TEL = $\exists$ =굯  $\Box$ =五 四 四 五 五 八八  $\exists$ 中岸田河 二改ム 三改ム 二改ム ニ 改 ム 二改ム 二改ム = 改ム 尾本中合 菊 紀 靜 松 江 子 子 子 鳥取縣知事 同同同同 (西伯郡) (西伯郡) (東伯郡) (東伯郡) (東伯郡) (東伯郡) (東伯郡) (西伯郡) 西鄉 和田 大山 山守 小鴨 北谷 小鹿 土 四四 四四  $\exists$ 四四 五五 四  $\exists$ 五 五 本大塩須 米 二改ム 三改ム 二改厶 二改人 ニ改ム 三改ム 二改ム 改 庄 江 谷 田 之 靜 ス キ

同同同同 國民學校專科訓導免許狀 同同同 同同同同同同同同 取 縣 公 報 田月村 小 村 安河山谷黑增 倉 鳥 岸 湊 井 坂 本 中坂上椋 上藤本田岡川井間飼田田 上 ₹ 澄 敬 千 悅 祿 光重明 幸 玉 道 馨 令 9 惠 ぎ Ż 逸勇昇子子子子助久子子枝ゑ枝子 同同同 同同同同同同同同同同同同同 國民學校初等科准訓導免許狀 田小 池 國 谷 寺 佐 田齋  $\equiv$ 原 妹 福 稻 小 森 林 增 田 村 本 置 坂 土 岡 田 西 村 藤 崎 初 登 婦 美 政 幸 善 賴 富 菊 Œ 貴 淸 清 市 め志美惠 美 賀 子 子 枝子子惠 惠子子子雄 義 枝 子 榮 人 子 子

第千二百九 + 八 號

取

縣

公

報

昭和十七年一月十三日

(第三種郵便物認可)

Ħ.

第

74

勸

・業

寄

附

金

八五 八

師範學校及八頭高等女學校費

乓

僨

11、六00

七

款

三款

寄

金

項

勸

業

費

補

助

金

六一、三九八

第

項

道

路

梁

入五八

七

款

第

項

縣

債

合

計

二五九、 一八〇、

七六五 三五六 六00

> 第 第 第

> > 女

Q 一六

學 學

計

(第三種郵便物認可)

六

土

肥

米

之

合ノ 名稱 神戶村國民健康保險組合 鳥取縣知事

昭和十七年一月十三日

 $\equiv$ 組合ノ 事務所ノ所在地 地區 氣高郡神戸村 氣高郡神戸村大字上砂見七番地ノー

# ♦鳥取縣告示第十五號

昭和十六年十二月二十二日縣參事會ノ議決ヲ經タル昭和十六年度鳥取縣歲入歲出追加豫算同年度特別會計自作農創設維持獎勵資金歲 入歳出更正豫算ノ要領左ノ通

鳥取縣知事

肥

之

昭和十七年一月十三日

款 昭和十六年度鳥取縣歲入歲出追加更正豫算 項 地 使用料 配 經 方 及手 分 常 付 數 料 稅 部 稅 △印減高

四三 四三、八二三 八二三圓

第

九

款

第

\_\_

項

察

下 渡

渡金

入

弋

**大九二** 

金

一、九六三

九六三

八

款

第

第

七

項

使

二六、九三一

二二、四五四

四七七 入 八 經

四 款 項 臨

助 部 金

項 常 部

밂 入

拂 代

七九、 三、五二〇 四〇九

一六二、八九八

一七二

五〇〇

九 八 七 項 項

業

Δ

米子商蠶學校費 男子師範學校大陸科費 塑 啞 學校費 練所費

> 三三三 五四〇 三八一 八二七 二九六 大三〇 七一〇 五〇四 0 七 〇三六

第

項

社

費 費

Ξ

款

九款 衙 生 及 御 學 生 病院費 諸

四 四

五〇〇 五〇〇

八八八八

 $\triangle$ 

三一ス

五〇〇

三九六

勸 產物檢查所費

業

第十一项

六四九 六四九

第十四項

〇三六

第

옔

鳥

取

縣

公

報

第千二百九十

八

號

五

廳舍修

繕費

項

第

項

給

及

〇八六

第

款

四八〇

四

款

費

費

三五三

五六六

七、四四七

八〇〇

入六〇

項

IJ

= 五

二七七 八五五五 七五六

(第三種郵便物認可)

昭和十七年一月十三日

一七

第

項

土

款

第

Ξ

項

田

經

常

昭和十七年一月十三日

一八

第 項 事業費本年度支出額十六年水害復舊耕地

二五九、

七六五

一八一、二九九

一〇五、

七八六

土木 建築 監督吏員費 蠫 興 育 變 啒 育 業 會 事 助 學 業 校費 費 費 費 費 費 費 費 費 費 費 三四、  $\equiv$ 三〇、二〇五 七八、 七 七、 二、三八六 二、三八六 一六九 二六 四六六 五六九 二六 七〇〇圓 六00 八三七 八三七 六00 六00 七00 五〇 第 第 蔵 第 第 第 巌 歲 第 第 第 Ξ 出 出 款 款 **歲入歲出更正豫算** 昭和十六年度特別會計自作農創設維持獎勵資金 臨 項 項 項 歲 歲 償 合 國 償 縣 償 部 庫 計 計 還 付 還 補 還 補 助 金 金 債 金 金 债 金  $\triangle$  $\triangle$  $\triangle$  $\triangle$  $\triangle$  $\triangle$ 

第

項

款

勸

業

1111

000

111111,000

六、五一六

六、五一六

=

七八六

三

七八六圓

1111

11011

79

款

振

第

項

 $\equiv$ 

款

第六十六款 第六十五款 第三十四款 第 第  $\equiv$ 四 項 項 項 本年度支出額 十六年水害沒舊耕地事業費 六年災害荒廢林地復舊事業費 敎 十六年災害荒廢林地復舊事業費 業 一〇五、 三〇、二〇五 七八六

歳

合

1111/11011 11111,000

第

項

貸

付

金

111111,000

九、三〇二圓

九、三〇二

◇鳥取縣告示第十六號

13

00841

鳥取財務出張所管内ニ於テ縣稅檢查章竝縣稅滯納者財產差押證票ヲ左ノ通返納セリ

昭和十七年一月十三日

縣稅檢查章 二四

區

番號

財産差押證票縣稅滯納者

◆鳥阪縣告示第十七號

米子市西倉吉町五十七番地

醫藥用阿片販賣人

合資會社

二四

同

昭和十六年十二月十六日 返納年月日

鳥取財務出張所 所屬廳名

同

同

鳥取縣知事

土

肥

職名

縣書記

之

愛 吉

森 同

人

鳥取縣知事

土

肥

木下貞次郎ヲ阿片法第五條ニ依リ醫藥用阿片販賣人トシテ指定ス

昭和十七年一月十三日

貞

下

木、木

藥

郞 店

右會社ハ昭和十六年十二月十日解散セルニ付阿片法施行規則第十四條ニヨリ其ノ指定ヲ取消シ米子市西倉吉町五十七番地薬劑師

米

之

◆鳥取縣告示第十八號

産婆登錄名簿ノ取消並訂正者左ノ如

昭和十七年一月十三日

取 縣 公 報 第 千 二百

鳥

號 昭和十七年一月十三日

九

+ 八

鳥取縣知事

土

米

之

一九

(第三種郵便物認可)

同

二十日

同二十一日

米子市錦町一丁目一一五番地

昭和十七年一月十三日

(第三種郵便物認可)

=

昭和十六年十二月十日付岡山縣久米郡鶴田村大字角石谷一五一八番地ニ

轉住ニ依リ名簿取消出願昭和十七年一月七日取消

林

ひ

z

ゑ

米子市角盤町一丁目六番地

新 前

住 住 所 所

西伯郡御來屋町四五二ノ一番地

昭和十六年十二月一日轉住ニ依リ名簿訂正方出願昭和十七年一月七日訂正 田

定

子

家畜傳染病験防法第七條ニ依リ(トリコモナス)ニ因ル傳染性流臺豫防ノ爲左ノ區域内ニ於テ飼養スル牝牛ニシテ種付後百日以內竝

◇鳥取縣告示第十九號

合格證有効期間内ノモノヲ除ク 不姙ノモノ(分娩セシモノ及未ダ種付セザルモノニシテ近ク種付セントスルモノヲ含ム)及種牡牛ノ檢診定記ノ通リ施行ス 但檢診

依テ該牛所有者又ハ管理者ハ種付證明書及檢診合格證ヲ携帶ノ上指定ノ日時及場所ニ牽付檢診ヲ受クベ

鳥取縣知事

土

肥

米

之

昭和十七年一月十三日

一月十三日 昭和十七年 檢診月日 同 十四日 手間村役場 賀野村役場 西伯郡 檢診場所 手 賀 牽 付 間 野 域 村 村 午前 市 九 時 牽付時刻 同 同 十五日 十六日 十七日 尙德村役場 同 五千石村役場 幡鄉村役場 同 幡 Ŧī. 尙 千 德 鄕 石 村 村 同 īī 司

**彥名村役場** 福米出張所 加茂出張所 彦名村、富益村、夜見村同 米子市(加茂出張所管內)同

同二十二日

同二十三日

米子 井 馬 市 場 米子市(铝張所管內) 米子市(田張所管内ヲ除ク)同

同

同二十四日 同二十七日 同二十六日

餘子村役場

渡村役場 崎津村役場

渡村、外江村 **崎津村、和田村** 

同

同

餘子村、上道村、境町

闻

同二十八日 大篠津村役場 大篠津村、中濱村 同

吳鎭守府ニ於テ昭和十七年度海軍志願兵左ノ通徴募セラル志願者へ昭和十七年一月二十六日迄ニ別紙樣式ニ依ル志願書ヲ居住地ノ市 ◆鳥取縣告示第二十號

町村長志願書ヲ受理シタルトキハ本人ノ最終修學ノ學業成績證明書ヲ學校長ヨリ徴シ願書ニ添付スベシ

町村長經出知事ニ差出スベシ

市長ニアリテハ志願書ニ依リ海軍志願兵志願者名簿ヲ作製シ一月二十六日迄ニー通ヲ知事ニ提出スペシ

昭和十七年一月十三日

鳥取縣知事

土

肥

米

之

徵募兵種及志願年齡

年

齡

月

日

整備兵、機關兵水兵(一般水兵)

般一

二十

十六

年年

未以

滿上

至自

大正十五年十二月二日大正 十 年十二月三日

出生者

第千二百 九 + 八 號

取

縣

公

報

昭和十七年一月十三日

(第三種郵便物認可)

=

琅 縣

公報

						0	084	5	
午 前 八 時昭和十七年二月十三日	午 前 八 時昭和十七年二月十二日	午 前 八 時昭和十七年二月十日	午 前 八 時昭和十七年二月九日	午 前 ス 時昭和十七年二月八日	午前 八 時昭和十七年二月七日	午 前 八 時昭和十七年二月六日	午前八時	昭和十七年二月四日	
	<b>海來屋國民學校</b> 西伯郡御來屋町	東伯郡八橋町		成德國民學校東伯郡倉吉町		<b>正條國民學校</b> <b>三條國民學校</b>	鳥取縣會議事堂	鳥取市東町	· **
西伯郡 大高村、大和村、巖村	和村、御來屋町、光德村、逢坂村 西伯郡 日吉津村、淀江町、宇田川村、高麗村、所子村、大山村、庄內村、名	赤碕町、以西村、成美村、安田村、下中山村、上中山村、京伯郡 榮村、大誠村、由良町、浦安村、下郷村、上郷村、古布庄村、八橋町東伯郡 榮村、大誠村、由良町、浦安村、下郷村、上郷村、古布庄村、八橋町	東伯郡 上小鴨村、中北條村、上北條村、山守村、北谷村、高城村、社村、灘手村東伯郡 上小鴨村、矢送村、南谷村、山守村、北谷村、高城村、社村、灘手村	- 東伯郡 花見村、三朝村、三徳村、小鹿村、倉吉町、旭村、竹田村、小鴨村	東伯郡 西郷村、日下村、長瀬村、橋津村、宇野村、泊村、舎人村、東郷村、東伯郡 西郷村、日下村、長瀬村、橋津村、宇野村、泊村、舎人村、東郷村、	谷村、日置村、中鄉村、勝部村 瑞穗村、正條村、青谷町、日置 瑞穗村、鹿野町、勝谷村、逢坂村、小鷺河村、正條村、青谷町、日置 氣高郡 明治村、松保村、湖山村、吉岡村、大鄉村、末恒村、賓木村、酒津村	氣高郡 神戸村、大和村、美穗村、大正村、東郷村、豊實村、千代水村	網代村、田後村、東村、蒲生村 岩美郡 成器村、福部村、大岩村、浦富町、岩井町、大茅村、本庄村、小田村	The state of the s

	r								0084	4
	午 前 八 時 昭和十七年二月三日	年 前 八 時昭和十七年二月二日	午 前 八 時昭和十七年二月一日	檢查期日及集合時刻	一	備考年齡八昭和	軍樂兵	飛行兵(没種 飛行)	水兵 (水中測的兵)	工作兵、君護兵
		賀茂國民學校	<b>八頭郡賀茂村</b>	檢查場所	日及檢查區	昭和十七年十二月一日現在ノ計算ト	二十 十六 年年 未以	十四年八月一日	十四年八月一日	例特 十十 六五 年年 未以
	岩美郡 倉田村、	八頭郡 河原	八頭郡 野 野 野 茂	•		計算トス	滿上	滿上	滿上	滿上
A	村、米里村、津井村	、山鄉村 町、八上村、西鄉	村、风東村、若櫻町、村、國中村、國英村、	檢			至 大正十五年	至昭和三二	至 昭和 三	至自大正十五年年
	、面影村、	村、散岐村、大村、	池船 田岡村、	查			十二月月二三三	年四月 一三	年年四月 一	<u>士士</u> 月月 二三
	宇倍野村	村、用獺町、佐治村、社村、智	上私都村、中私都村、下私都村、大伊村、大御門村、隼村、安部村	區			日日	日 } 出生者	日十十十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	日日

第千二百九十八號

鳥取縣

公

報

昭和十七年一月十三日

(第三種郵便物認可)

取

公

報

二四

午 前 八 時昭和十七年二月十七日 午 前 八 時昭和十七年二月十六日 午 前 八 時昭和十七年二月十五日 午 前 八 時昭和十七年二月十四日 米子市米子市年學校 日野郡黑坂町 黑坂國民學校 西伯郡 日野郡 日野郡 西伯郡 春日村、賀野村、富益村、夜見村、 村根雨町、 光村、八鄉村、二部村、阿毘綠村、 篠津村、和田村、焼村、焼町、外江村、渡村、 日野村、 手間村、 黑坂町、 福榮村、神奈川村、江尾村、 崎津村、 ・ お徳村、 大津村、 大宮村、 中濱村、 山上村、 五千石村、幡鄉村、大國村、法勝寺村、 上道村、餘子村、彥名村、 日野上村、 米澤村、溝口町、 大幡村、縣村上長田村、東 多里村、 石見 日 大

= 志願者注意事項

志願者ハ参集時刻十五分前迄ニ檢查場所ニ到着シ係官ノ指揮ヲ受クベシ

志願者へ檢查前日必ズ入浴シ身体ヲ淸潔ニシ耳ノ檢查ヲ完全ニ行ヒ得ル様耳垢ヲ除キロ中ヲ淸潔ニシ且安眠スベ

志願者ハ青年學校手帖、鉛筆、辨當、風呂敷(身体檢查ノ際衣服ヲ包ム爲)ヲ持參スベシ

然ニ防止スベシ尙トラホー 志願者ハ學術ノ豫習ヲ行ヒ又豫メ身体檢查ヲ行ヒ懸垂不能又ハ肺活量不足ノモノハ懸垂ノ練習深呼吸ヲ實行シ不合格ヲ未 ム皮膚病等ノ如キー時的疾患ニ依リ不合格トナラザル樣努力スペシ

其ノ他詳細ナル事項ハ市町村長ニ承合スベシ

四

樣

志

海

願

願

現 居住地 籍 地 縣 縣

郡(市) 郡(市)

戸主ト

ノ續柄戸主何某何々

氏

(振假名ヲ附ス)

町(村)大字

町(村)大字

番地

番地(何某方)

年 月

Ħ

生 名

一、修學程度(國民學校高等科卒業又ハ何中學校第何學年在學中若ハ修了

一、希望兵種

第一希望 第三希望

何何何

兵兵兵

一、靑年學校ノ課程 (本科第何學年在學中若ハ本科卒業) (農業又、何商店員)

右海軍志願兵ヲ志願致度此段出頭候也 一、現居住地ニ移轉年月 昭和 年

月

(志願書提出前六月以内ニ移轉シタル

モノニ就キ記人ス)

縣

人

氏

名

現

住

地

那(市) 町(村)大字 番地

親權者又ハ後見人(本人未成年ナルトキ)

肥 米 之

鳥取縣知事

土

取

縣

公

第

千 二百

九

+

八

號

(第三種郵便物認可)

三五

昭和十七年一月十三日

### 彙

### 大東亞戦下新春を迎 聖業完遂の重責を思ふ

### 知 事 官 房

下、その對米英戰の第一着手に於て太平洋に於ける敵の據點を完 を迎へるに當つて、更に深甚なる感懐なきを得ない。 り敷へて昭和十七年は實に第六年である。我々はこ<sup>1</sup>にこの新春 世界に富强を誇る米英を向ふに廻して決然として未曾有の大戰爭 日本帝国は、大東亞建設を阻害するその根本原因を芟除すべく、 に突進するに至つた。思へば蘆溝橋の變に端か發した支那事變よ 精鋭類ひなき我が陸海空皇軍の偉勳は、萬邦無比なる御稜威の 支那事變滿四年五ヶ月の昭和十六年十二月八日を以て、我が大

膚なきまでに撃滅し、東亞侵略の根源を破碎し盡さんとしてゐる 波濤を超えて忍苦活躍する將士の奮鬪に感謝の言葉もない次第で こと、天佑神助の盃なさに感銘すると共に酷熱瘴癘の地に萬里の

報

が、さう簡單に成就すべきものでないことはまことに當然といは の實を果すとはいへ、 世界歴史の 大轉換を 實現 すべきこの大業 設の大運動があつて、東西呼應して米英奪秩序の打破に協戮制肘 ねばならぬのである。 に難くないのである。もとより西に獨伊福軸による歐洲新秩序建 界に冠たる亞米利加合衆國日不沒を誇り所領全世界に亘りて、武 に或は尨大なる經濟力によつて長期抗戦を策すること、蓋し想像 的を放擲しようとは思はれない。必ずや卷土重來或は再編の軍備 敗を喫したといつても、しかく容易に積年の宿望大東亞制覇の目 勳亦赫々たる歷史を有する大英帝國が、如何に緒戰に於てこの慘 然し戰は正にこれからである。廣袤我が國に十幾倍し、豪富世

委縮してゐる。 潤勢力を驅逐するのみに依つて達成せらるべきものではない。 ち從來これら米英等の制壓下に呻吟して、旣に習ひ性となるまで 且つ又今次の大東亜戰爭の目的は、單に米英の東亜に於ける浸 大東亞十億の民衆を、 我が神聖なる皇威の下に抱

覺せずには居られないのであつて、この歴史的大業完遂に當面し れに伴ふ襲苦がどれほど大であらうとも、敢然としてこれを完遂 **亜戦争の意義が如何に雄大であるかを感得すると共に、この大業** 理想は世界に顯現せられるに至るわけである。我が一億人和民族 するものであつていかくてこそ我が肇國の國是たる八紘一宇の大 精神によつて、協同和衷、世界永遠の平和を確立すべき目的を有 擁撫幸 して明朗多幸なる人類本然の生活に誘導すべき大聖業であ して行く忍苦の歡喜をも、 得たわれり に邁進する我が大日本帝國臣民の責務の如何に重大であるかを自 の使命はこの崇高なる大業達成にあることを思ふとき、今次大東 るばかりでなく、延いては全世界の人類をまで公正なる清明の大 現代國民の如何に偉大なものであるかを痛感し、こ 一億國民等しく體得しなければならぬ

人或は今回の懺を以て、我が國が益々發展する人口の進路と、 創建を接け、次で支那四億の民衆と幸福を共にせんとして五ヶ年 る今次人東亜戦争の尊さがある。我等は頑冥不靈なるまつろはぬ 常然の權利を要求すると共にまた他をも同樣に幸福なる生活を營 決して米英等舊秩序墨守の國々の如く他の民族を犠牲として自己 決して白人のみの跳梁に委すべきでないことは明瞭の賃理である すべく此處に大東亞戰爭は開始されるに至つたのである。 の支那事變を敢行したが、この支那事變の目的を遂行し、進んで ましめんとするものである。こゝに大東亞共榮圈建設を目的とす するものでない處に大東亞戰爭の眞生命がある。我が大和民族は 福のみの爲にこれを阻害することを敢てする東亞の癌米英を驅逐 大東亞の幸福を建設せんとする我が聖業に對して、常に自己の幸 の幸福のみを建設しようとするものではない。我等は自らが人類 我等はこの理想を近きより遠きに及ぼす爲にまづ盟邦滿洲國の のを打ちひしぐと共に、全人類の幸福を念願するものである。 かし今次の戰爭が宦に我が大和民族の利益をのみ擴張しようと

御一人の有り難き大御心に恐懼感激に堪えぬ次第であつて、 大精神を明かに宣示せられてゐる。我等はこの大詔を拜して は決死報図、 舊臘八日渙發あらせられたる對米英宣戰の大詔は、この皇國の 宸襟を安んじ奉ると共に、 この大東亞戰爭の

の坤救の上に幸福なる生活を享受すべきは人類當然の權利であり

(第三種郵便物認可)

淲

鳥

公

和民族が狭溢なる天地に跼蹐すべきでなくて、世界人類平等にこ 略とどれだけの差異があらうか、もとより膨脹し發展する我が大 者があるかも知れない。

しかしこれだけでは從來米英が行つた侵

不足勝なる物資の供給源を獲得しようとする爲のものと思量する

次第である。

大業に邁進すべく生をこの聖代に享けたことを感謝し、國民擧つ て醜の御補たるの光榮を等しくするものである。

ち拔かねばならぬ。戰ひつゝ、建設しつゝ、我々は萬難を排して 國民の一人々々がこの大東亞建設の礎石たるの覺悟を以て戰ひ勝 この聖戰の完遂に邁進しなければならないのである。 の團結を以て確問たる信念の下に各々職域に奉公の誠をつくし、 濟生活もまだり の緒戰の如き幸々しいものばかりではないかも知れぬ。我等の經 敵國の謀略宣傳による思想戰のデマも飛ばう。或は戰の經過もこ 必ず戰ひ戰つて戰ひ勝ちぬかねばならぬ。さはれ此の間には今後 よしこの大業達成の爲に戰は如何に長期に亘らうとも、我等は ^逼迫を加へるであらう。しかし我々は一億鐵石

の榮譽を後世に擔ふべきことを誓ふものである。 堅忍持久幾十年の忍苦も甘受し、毅然として大東亞建設者として 更にいよ~~長期に亘るべきを思ひ、益々我等の覺悟を新にして 大東亞戦下こゝに對米英戰第一回の新春を迎へて、今次聖戰の

# 青少年團興亞運動協議會

岡川・廣島・山口・島根・鳥取の五縣參加

(社會教育課)

ル急務たる興車精神の發揚及びこれが具体的實踐は、擧國

刻

昭和十七年一月十三日節同昭和十七年一月十三日印刷

動の中核体たるべき青少年團中堅指導者、大陸現地訓練參加者、的靑少年團運動として 行はれなければならない。依つて今回本運 ム同 合同 の二件である。 一 青少年園與亞運動實施に關する件をも實施するが、研究協議事項は 驗發表會、研究協議の外、一同合宿して寢食を共にし朝夕の行事 りは各十名を標準として出席するものであつて、日程は講義、体等、又興亞院よりも政務部第三課より講師の派遣を得、參加縣よ 縣であつて、この會同によつて國家の要請に卽應して本運動の熾の協議會に參集するものは阏山・ 廣島・山口・ 鳥根及び本縣の五 **參集せしめて青少年関與亞運動協議會を開催するのであるが、こ** △劇映畵 八十八年目の太陽 烈なる展開を圖らうとするものである。 滿洲建設勤勞奉仕隊參加者を本月十二・十三兩日米子市公會堂に 因に本協議會には大日本青少年團本部より野口部長、小野係長 其他青少年團與亞運動に關する件 **あもんぶくろ** ٤ 僕 省 一二卷 一〇卷 薦映 五卷 大阪毎日新聞社東京日々新聞社 松竹株式會社朝鮮軍報通部 東賓映畵株式會社製作配給

江二最後の 元祿忠臣藏 前篇 舞ひ上る情熱 日 〇卷 一卷 八卷 新興キネマ株式會社同 縣 日本活動寫價株式會社同 松竹株式會社同 取 市東 製作配給 町 同

刷 所 鳥 取 刑 務 鳥 取 刑 務 八 名 鳥 取 刑 多 下 支

縣